

松戸市監査委員告示第2号

監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を、別紙のとおり公表する。

令和7年2月28日

松戸市監査委員	関		聡
同	三好		徹
同	大谷	茂	範
同	松尾		尚



<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三好 徹 大谷 茂範 松尾 尚</p>
<p>監査の種類</p>	<p>定期監査（工事監査）</p>
<p>監査の期日</p>	<p>令和7年1月16日</p>
<p>監査対象工事</p>	<p>松戸市建設部資材置き場建設工事</p>
<p>監査対象事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計基準の状況 ・設計図書等の適否 ・設計見積の適否 ・施工計画の状況 ・工事の施工状況 ・各種検査の状況
<p>調査の方法</p>	<p>本工事監査は、工事の技術的な観点に主眼を置いているため、特定非営利活動法人建設技術監査センターに専門技術士の派遣を依頼して、設計図書等の審査及び現場の実地調査を行った。</p>

工事監査結果

・松戸市建設部資材置き場建設工事

1 工事場所

松戸市中矢切字早稲田16番3、17番1

2 工事概要

(1) 契約金額 契約金額 71,170,000円

(2) 工期 自 令和6年6月20日
至 令和7年3月21日

(3) 施工業者 株式会社浅野工務店

(4) 工事内容 仮設工事、杭工事、地業工事、鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事、
建具工事、屋根工事、内外装工事、外構工事(擁壁工事、舗装工事、
フェンス及び門扉設置工事)、電気設備工事、機械設備工事

3 監査の結果

設計、施工等監査対象事項に係る監査の結果は、監査した限りにおいて、
適正に執行されているものと認められた。